
新富町
第4期障がい者計画



平成 30 年 3 月
宮崎県 新富町

はじめに

町民の皆様には、日ごろから本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現することを目標とし、「新富町第4期障がい者計画」を策定しました。

本計画は、その目標の実現に向けて、町政の方向性を示す町計画の最上位の計画である「第5次新富町長期総合計画」との整合を図り、町民が健康で元気に生活し、障がいがある人もない人も安心して暮らせる『キラリと輝く元気な新富町』を目指します。

今後は、本計画で決めました基本理念「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」の実現に向け、国・県その他関係機関・団体と連携し、さまざまな施策・事業に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました新富町障がい者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた障がいのある方々とその家族、サービス事業者の皆様、その他関係された皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

新富町長 小 嶋 崇 嗣

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	1
3. 計画の対象者	5
4. 障がい保健福祉圏域の設定	6
5. 計画の期間	6
6. 計画の策定体制に向けた取組	7

第2章 新富町の障がい者の状況

1. 人口・障がい者数の推移	9
2. ニーズ調査結果	14

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	27
2. 計画目標の設定	27
3. 計画の基本目標	27
4. 施策の体系	30

第4章 施策の展開

分野別施策 1. 生活支援	31
分野別施策 2. 保健・医療	33
分野別施策 3. 保育・教育、文化芸術活動・スポーツ等	35
分野別施策 4. 雇用・就労	37
分野別施策 5. 生活環境	39
分野別施策 6. 啓発・広報	40
分野別施策 7. 安全・安心	42
分野別施策 8. 差別の解消及び権利擁護の推進	43

資料編

1. 新富町障がい者自立支援協議会設置要綱	45
2. 新富町障がい者自立支援協議会委員名簿	46
3. 用語集	47

第1章 計画策定の概要

1. 策定の趣旨

「新富町第4期障がい者計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現することを目指し、障がい者を支援するための基本的な方向性を定めることを目的とします。

※「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権を尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記します。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

2. 計画の性格と位置付け

（1）法令上の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項により規定されている市町村障害者計画であり、障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

また、上位計画である「第5次新富町長期総合計画」や、国・県・町の関連する計画との整合性を図ることで、総合的に障がい者支援を推進していくものです。

※障害者基本法 第11条 第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害者計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、「障害者が、地域の中で共に暮らす社会を実現していくためには、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援の下に、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関や国及び都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制をつくる必要があり、このためにも市町村で障害者計画を策定する」ということを策定の意義としています。

国は、計画策定に当たり、以下の4項目について検討する必要があるとしています。

- ◆計画策定の体制・手順
- ◆基礎資料の収集・整理
- ◆計画の位置づけ
- ◆計画に盛り込む内容

また、国が計画に盛り込むことが望ましい項目として、以下の5項目を掲げています。

- ◆計画の趣旨、障害者施策の基本理念、基本目標、計画の期間、施策の重点課題等の基本的考え方を設定する
- ◆施策の現状と障害者の状況等を明らかにし、問題点を整理する
- ◆障害者や住民に分かりやすい形で効果的に施策が推進されるよう施策の体系化と相互の連携方策を明らかにする
- ◆施策毎の課題・目標とその具体的方策を設定する
- ◆計画の推進体制及び実施状況の把握、点検方法等を設定する

(2) 国及び県の計画改定のポイント

国の第3次障害者基本計画(計画期間:平成 25 年度～平成 29 年度)

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成 23 年)を踏まえ施策の基本原則を見直し (①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来 10 年だった計画期間を 5 年(平成 25 年度～平成 29 年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成 25 年)等を踏まえ、以下の 3 つの分野を新設

1. 生活支援
2. 保健・医療
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等
4. 雇用・就業、経済的自立の支援
5. 生活環境
6. 情報アクセシビリティ
7. 安全・安心 【新設】
8. 差別の解消及び権利擁護の推進 【新設】
9. 行政サービス等における配慮 【新設】
10. 国際協力

④ 既存分野の施策の見直し

⑤ 成果目標の設定(合計 45 の事項について成果目標を設定)

⑥ 計画の推進体制の強化

宮崎県障がい者計画(計画期間:平成 26 年度～平成 30 年度)

① 計画期間の見直し

平成 26 年度から平成 30 年度まで (5 年間)

② 施策分野

1. 啓発・広報
2. 生活支援
3. 教育・育成
4. 保健・医療
5. 雇用・就業、経済的自立の支援
6. 情報・コミュニケーション
7. 生活・環境
8. 福祉を支える人づくり
9. 行政サービス等における配慮

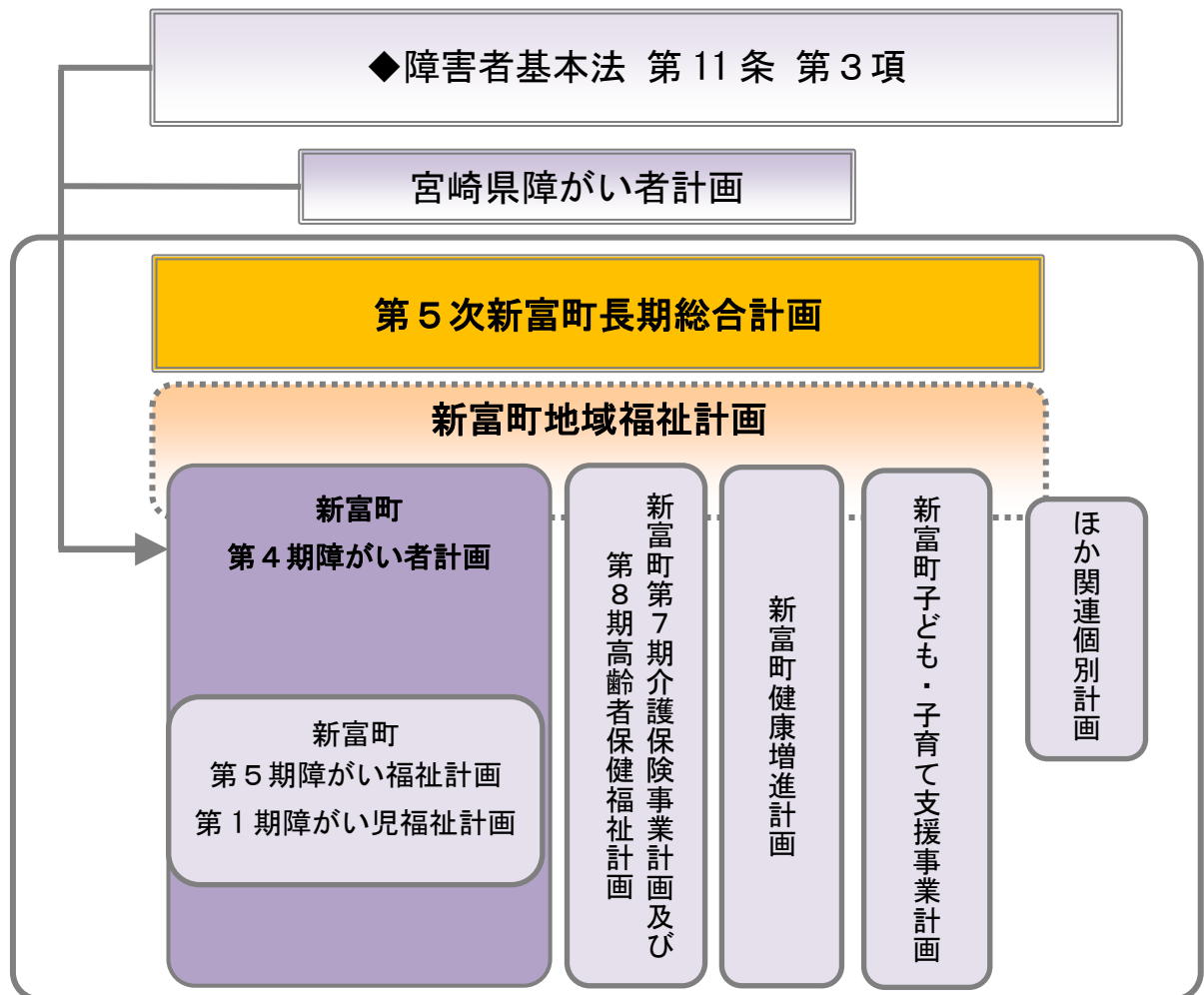
③ 既存分野の施策の見直し

- 障がいを理由とした差別の解消の推進に係る事項
- 難病患者等への施策の推進に係る事項
- 行政サービス等における配慮に係る事項

④ 成果(数値)目標の導入

(3) 本町における位置付け

本計画は「第5次新富町長期総合計画」及び福祉分野の基幹計画である「新富町地域福祉計画」を上位計画とする、障がい者を支援するための基本的な方向性を定める計画です。また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。



3. 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障害のある子ども、難病患者等を対象とします。なお、この計画は障害者基本法に基づいた計画であるため、「障害者」「障害児」を特別な場合を除き、区別して表現せず「障がい者」に統一して表記します。

また、高次脳機能障害についても明確に本計画の対象と位置付けて取り組んでいきます。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的な支援を要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある”方を幅広く対象として、可能な限り、必要とする支援が提供できるように取り組んでいきます。

4. 障がい保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスの実施にあたり、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位を設定し、地域間で格差がないように障がい保健福祉圏域を設定し、サービス提供体制を構築する必要があります。

障がい者施策の推進に当たっては、市町村の人口規模や地域などに偏りがあるとともに、障がいの種別によっても対応が異なることから、地域間で格差がないように障がい保健福祉圏域を設定します。

宮崎県障がい者計画において、本町は西都市、高鍋町、木城町、川南町、西米良村とともに、西都児湯障がい保健福祉圏域に設定されており、本計画においても、西都児湯障がい保健福祉圏域にて、施設整備や医療施策との連携に配慮し、適切な機能分担によるサービス提供体制の構築を図ります。

5. 計画の期間

「新富町第4期障がい者計画」は、平成30年度を初年度とした平成35年度までの6カ年計画です。ただし、国、県の動向により計画の見直しが必要になった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
障がい者計画 (障害者基本法)	第3期（平成24年度～29年度）						第4期（平成30年度～35年度）					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第3期 (平成24年度～26年度)			第4期 (平成27年度～29年度)			第5期 (平成30年度～32年度)			第6期 (平成33年度～35年度)		
障がい児福祉計画 (児童福祉法)							第1期 (平成30年度～32年度)			第2期 (平成33年度～35年度)		

6. 計画の策定体制に向けた取組

(1) アンケート調査の実施

町内の障がい者手帳所持者及び自立支援医療受給者証所持者に対するアンケート調査、町内及び近隣市町の障がい福祉サービス事業所等を対象としてヒアリング調査を実施し、障がい者の生活の現状や障がい者を取り巻く環境に対する課題・問題点、今後の希望、暮らしやすいまちづくりに対する意識等を把握し、計画策定の基礎的資料として活用することを目的に実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

平成30年1月4日から平成30年1月17日まで、町ホームページ及び町内3か所にてパブリックコメントを実施し、広く町民から意見を募りました。

寄せられたご意見、ご要望の内容を整理検討し、計画案に反映致しました。

【パブリックコメントの概要】

意見募集対象	新富町第4期障がい者計画
資料の公表期間	平成30年1月4日(木)～平成30年1月17日(水)
意見の公表場所	新富町ホームページ 役場福祉課、新田支所、上新田サービスコーナー
意見の提出方法	意見書に氏名、住所、連絡先を記入の上、次のいずれかの方法により提出 ①郵便による提出 ②ファックスによる提出 ③ホームページからの提出
意見の提出期限	平成30年1月17日(水)
意見募集の実績	2件

（３）新富町障がい者自立支援協議会の開催

本町では、障がい者施策の計画的推進を図るため、「新富町障がい者自立支援協議会」を開催し、３回にわたる協議を重ね、本計画を策定しました。

以下にその主な協議内容を示します。

【新富町障がい者自立支援協議会 協議内容】

第１回 新富町障がい者自立支援協議会	
開催日	平成 29 年 7 月 18 日
協議内容	・ 委員の委嘱 ・ 平成 28 年度各専門部会等活動報告及び平成 29 年度各専門部会等活動計画について ・ 新富町第 4 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画策定について

第２回 新富町障がい者自立支援協議会	
開催日	平成 29 年 11 月 21 日
協議内容	・ 新富町第 3 期障がい者計画の評価について ・ 新富町第 4 期障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）について

第３回 新富町障がい者自立支援協議会	
開催日	平成 30 年 2 月 5 日
協議内容	・ 新富町第 4 期障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画最終案について

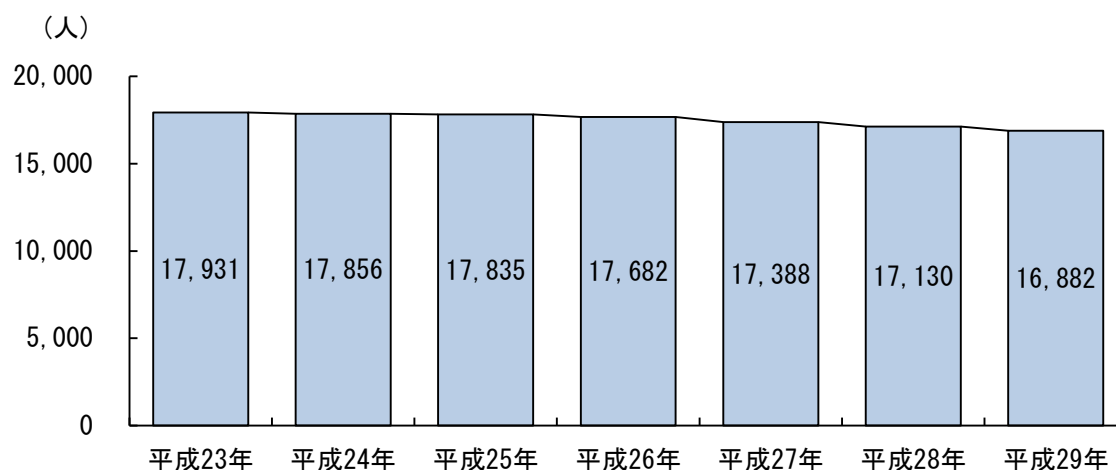
第2章 新富町の障がい者の状況

1. 人口・障がい者数の推移

(1) 総人口

新富町の総人口推移は、緩やかな減少傾向にあり、平成 29 年の人口は 16,882 人となっています。

図表 2-1 総人口の推移



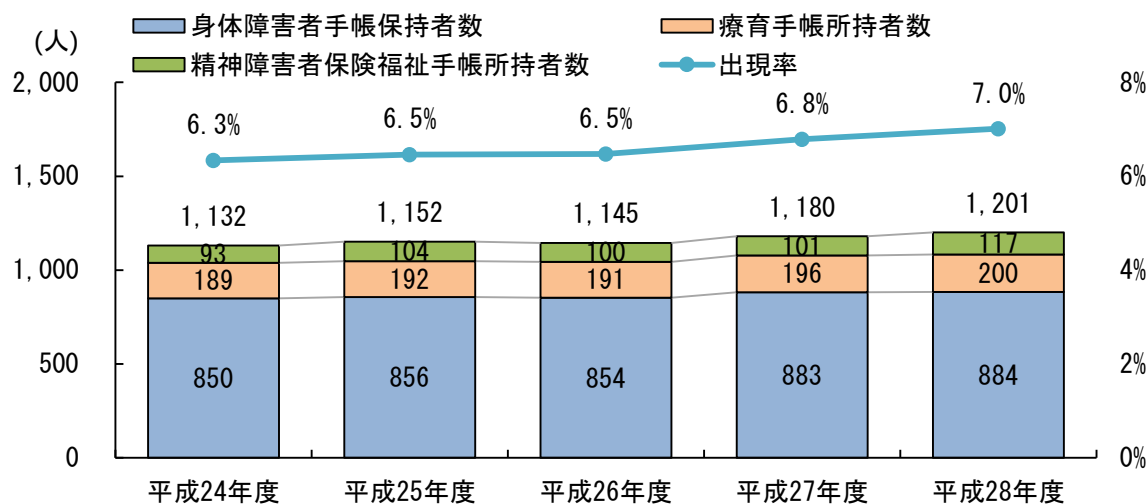
資料：毎年10月1日現住人口（国勢調査・現住人口調査）

(2) 障がい者数の推移

平成 28 年度の新富町における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数 884 人、療育手帳所持者数 200 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 117 人の計 1,201 人となっており、平成 24 年度より 69 人増加しています。

また、総人口に占める障がい出現率は平成 28 年度 7.0%となっており、平成 24 年度と比較し 0.7 ポイント増加しています。

図表 2-2 障がい者数・障がい出現率



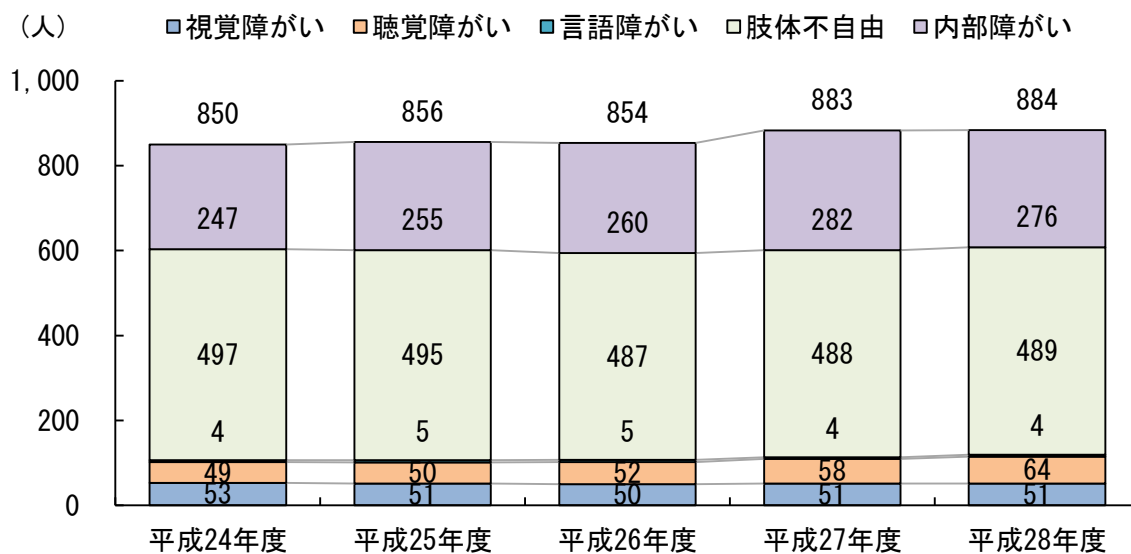
資料：「新富町身体障害者更生指導台帳」、「新富町知的障害者更生台帳」、「新富町精神保健障害者台帳」による

(3) 身体障がい者

平成 28 年度の新富町の身体障害者手帳所持者数を、障がい種別でみると、「肢体不自由」が 489 人と最も多く、次いで「内部障がい」の 276 人となっており、平成 24 年度と比較すると「内部障がい」と「聴覚障がい」が増加しています。

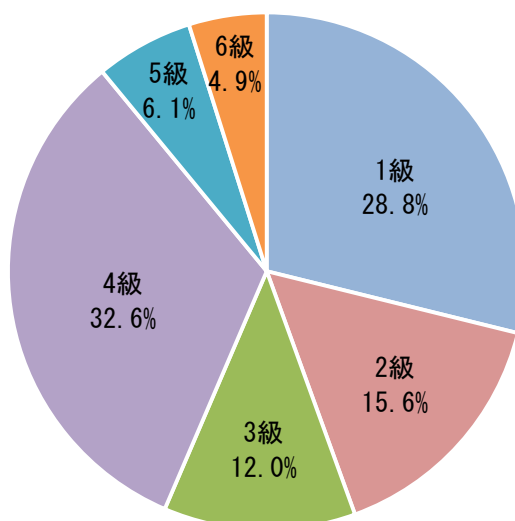
平成 28 年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「4 級」が 32.6%と最も多く、次いで「1 級」の 28.8%となっています。

図表 2-3 障がい種別身体障害者手帳所持者数



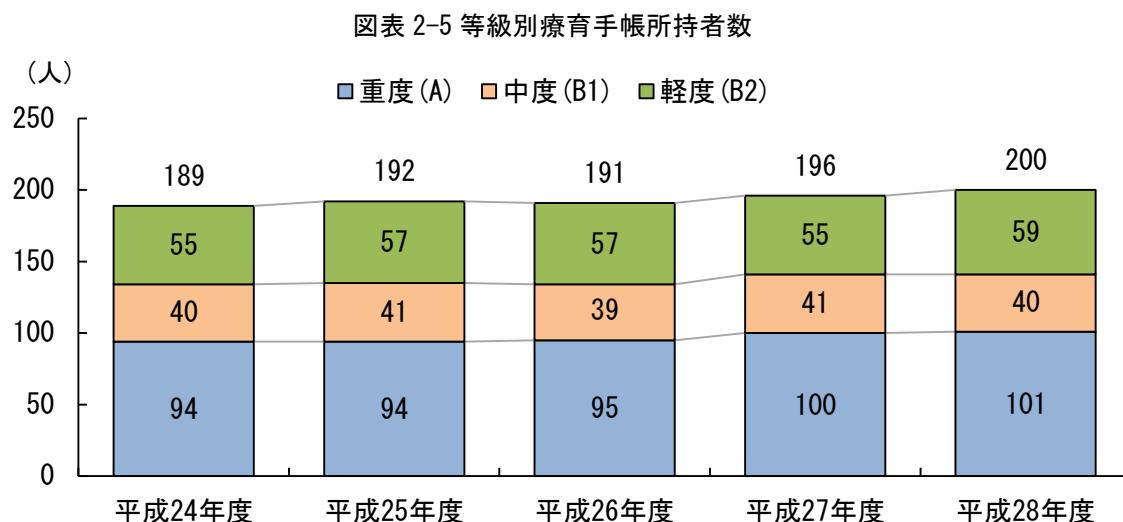
資料：「新富町身体障害者更生指導台帳」による

図表 2-4 等級別身体障がい者数



(4) 知的障がい者

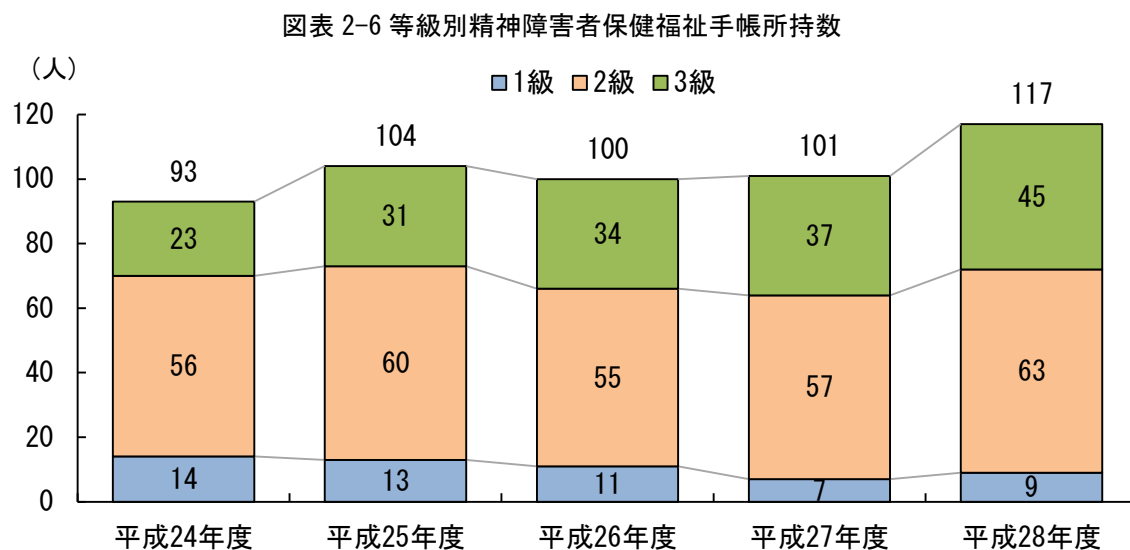
新富町の療育手帳所持者数は微増傾向にあり、平成 28 年度の療育手帳所持者数は 200 人となっています。療育手帳所持者数を、等級別にみると、「重度」が 101 人と最も多く、次いで「軽度」の 59 人となっています。



資料：「新富町知的障害者更生台帳」による

(5) 精神障がい者

平成 28 年度の新富町の精神障害者保健福祉手帳所持数は、117 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持数を等級別にみると、「2 級」が 63 人と最も多く、次いで「3 級」の 45 人となっており、平成 24 年度と比較し「3 級」の精神障害者保健福祉手帳所持数が増加傾向にあります。

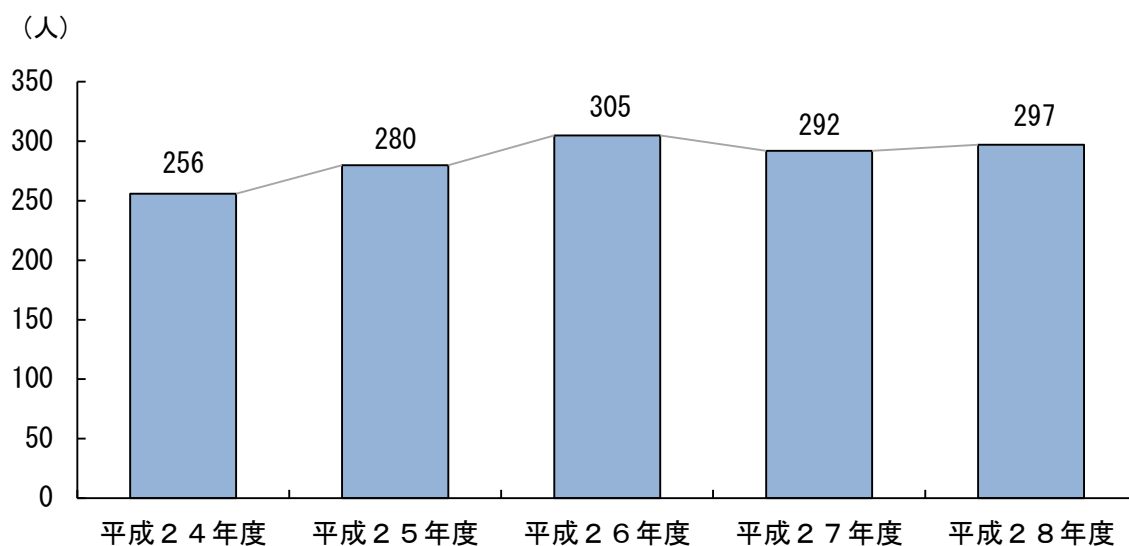


資料：「新富町精神保健障害者台帳」による

(6) 自立支援医療受給者数

新富町の自立支援医療受給者数は平成 24 年度の 256 人から平成 26 年度の 305 人までは増加傾向にあり、平成 27 年以降は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度の自立支援医療受給者数 297 人となっています。

図表 2-8 自立支援医療受給者数



資料：各年の事務事業報告による

※自立支援医療受給者とは

障がいの程度の軽減・除去のための治療に対する医療費の助成を受ける者で、以下の 3 者が該当します。

- ◆精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ◆更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ◆育成医療：身体に障がいをする児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

(7) 障がいのある児童・生徒の状況

本町の障がいのある児童・生徒の状況は、平成 29 年 5 月 1 日現在で特別支援学級の在籍者数は 47 人、特別支援学校の在籍者数は 16 人となっています。

■特別支援学級の状況

図表 2-8 特別支援学級在籍者数

区 分	小学校	中学校	合計
在籍者	36	11	47

図表 2-9 障がいの内容

区 分	小学校	中学校	合計
視覚機能障害	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0
肢体不自由	0	0	0
知的判断困難	7	4	11
情緒判断困難	29	7	36

資料：新富町教育委員会による

■特別支援学校の状況

図表 2-10 特別支援学校在籍者数

区分	小学部	うち町内 通学者	中学部	うち町内 通学者	高等部	うち町内 通学者	合計	うち町内 通学者
在籍者数	31	4	18	2	45	10	94	16

図表 2-11 障がいの内容

区分	小学部	うち町内 通学者	中学部	うち町内 通学者	高等部	うち町内 通学者	合計	うち町内 通学者
視覚機能障害	2	0	2	0	3	0	7	0
聴覚機能障害	2	0	0	0	0	0	2	0
肢体不自由	9	0	8	1	22	1	39	2
知的障害	31	4	18	2	45	9	94	15
病弱	0	0	4	1	5	0	9	1
自閉	15	3	5	1	13	2	33	6
合計	59	7	37	5	88	12	184	24

資料：宮崎県立児湯るびなす支援学校による

2. ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成 30 年度を初年度とする「新富町第 4 期障がい者計画」及び「新富町第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」の策定を行うため、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施した。

②調査時期

平成 29 年 8 月に実施

③調査対象及び調査方法

新富町に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「自立支援医療受給者証」の各保持者に郵送配布・郵送回収にて実施しました。

④回収状況

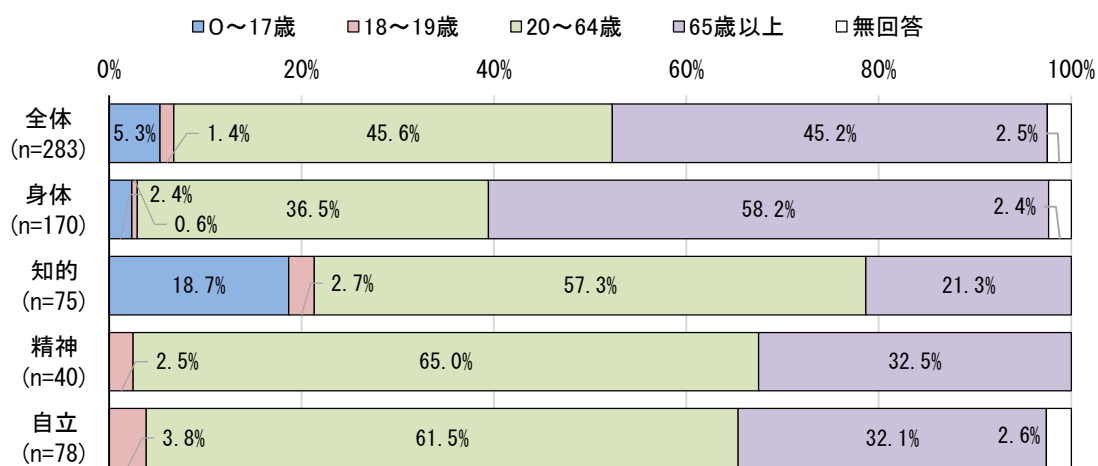
区 分	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
抽出方法	各手帳所持者から無作為に抽出	身体障害者手帳保持者から無作為に抽出	療育手帳保持者から無作為に抽出	精神障害者保健福祉手帳保持者（自立支援医療受給者証所持者を含む）
調査件数	600 名	250 名	153 名	197 名
回収件数	284 名	135 名	73 名	76 名
回収率	47.1%	54.0%	47.7%	38.6%

(2) 調査結果概要

※クロス集計の母数は、重複障がい者が存在するため、障がい者手帳を所持していると回答した数を母数としています。

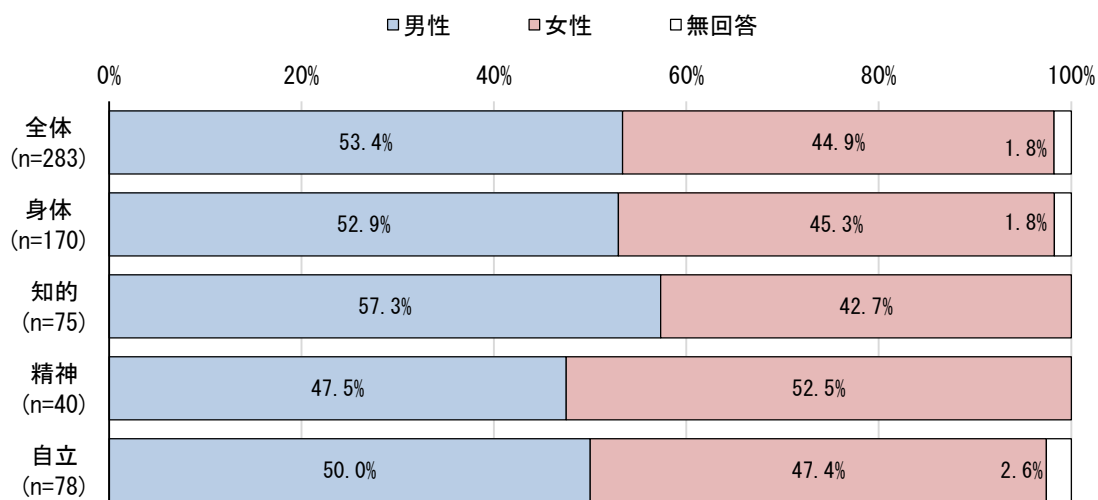
①年齢（平成 29 年 4 月 2 日現在）

回答者(宛名の方)の年齢について、身体障がい者のみ「65 歳以上」が最も高く 58.2%となっている。



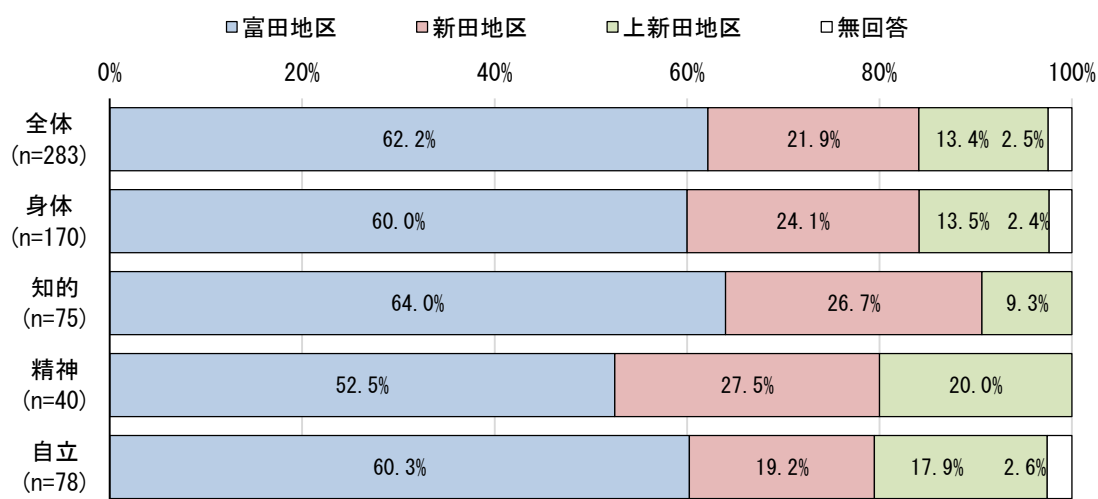
②性別

回答者の性別について、身体障がい者(52.9%)・知的障がい者(57.3%)・自立支援医療受給者(50.0%)は「男性」の割合がやや高く、精神障がい者(52.5%)は「女性」の割合がやや高くなっている。



③居住地域

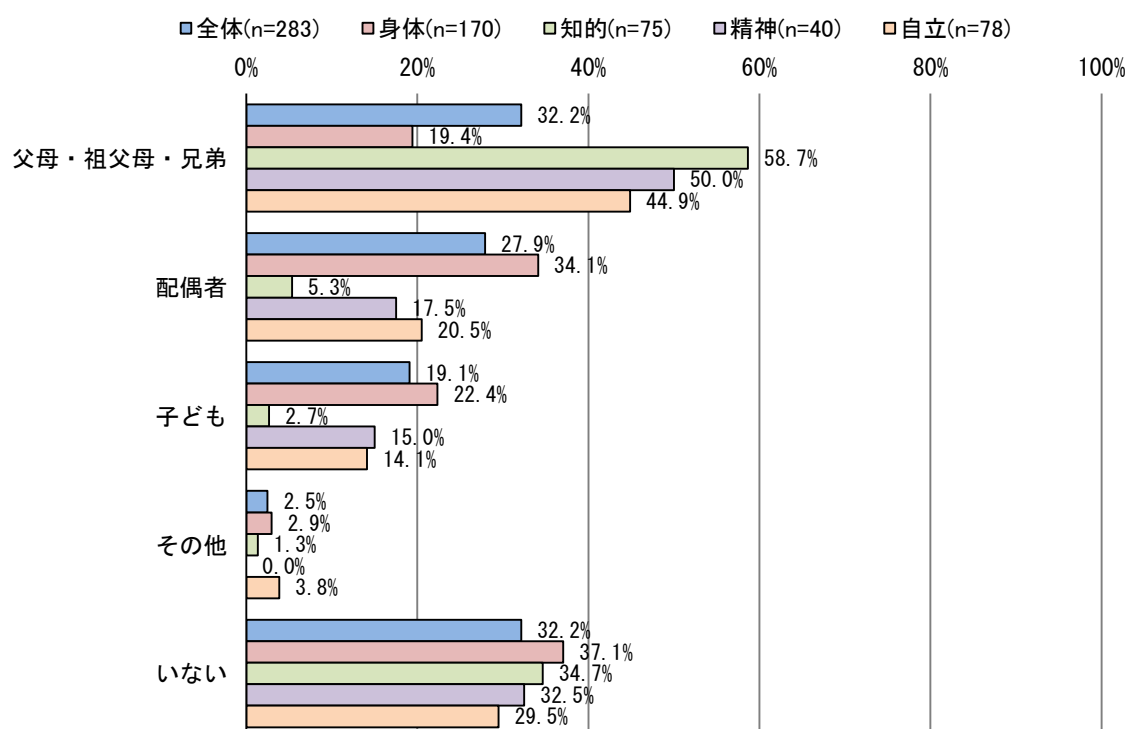
住んでいる地域の割合については、どの障がいにおいても「富田地区」が最も高く、身体障がい者は60.0%、知的障がい者は64.0%、精神障がい者は52.5%、自立支援医療受給者は60.3%となっている。



④同居者

一緒に暮らしている人について、身体障がい者(37.1%)は「いない(一人で暮らしている)」の割合が最も高く、知的障がい者(58.7%)・精神障がい者(50.0%)・自立支援医療受給者(44.9%)は「父母・祖父母・兄弟」の割合が最も高くなっている。

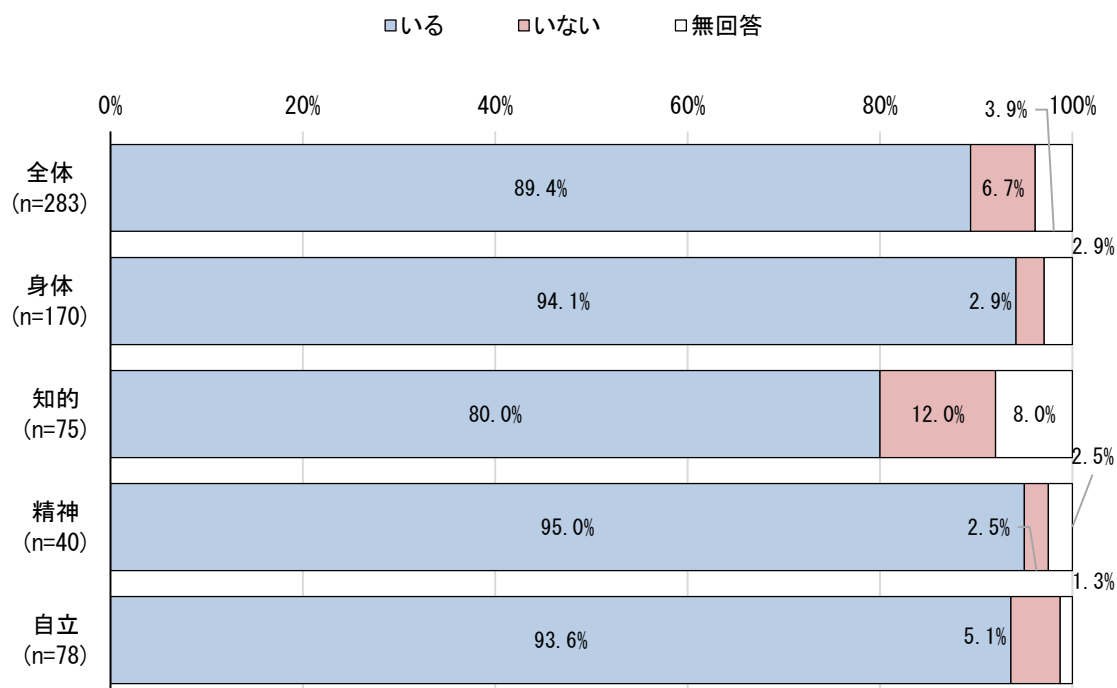
「いない」と回答した方が、約30%程度おり地域での見守りが必要となっている。



⑤かかりつけ医の有無

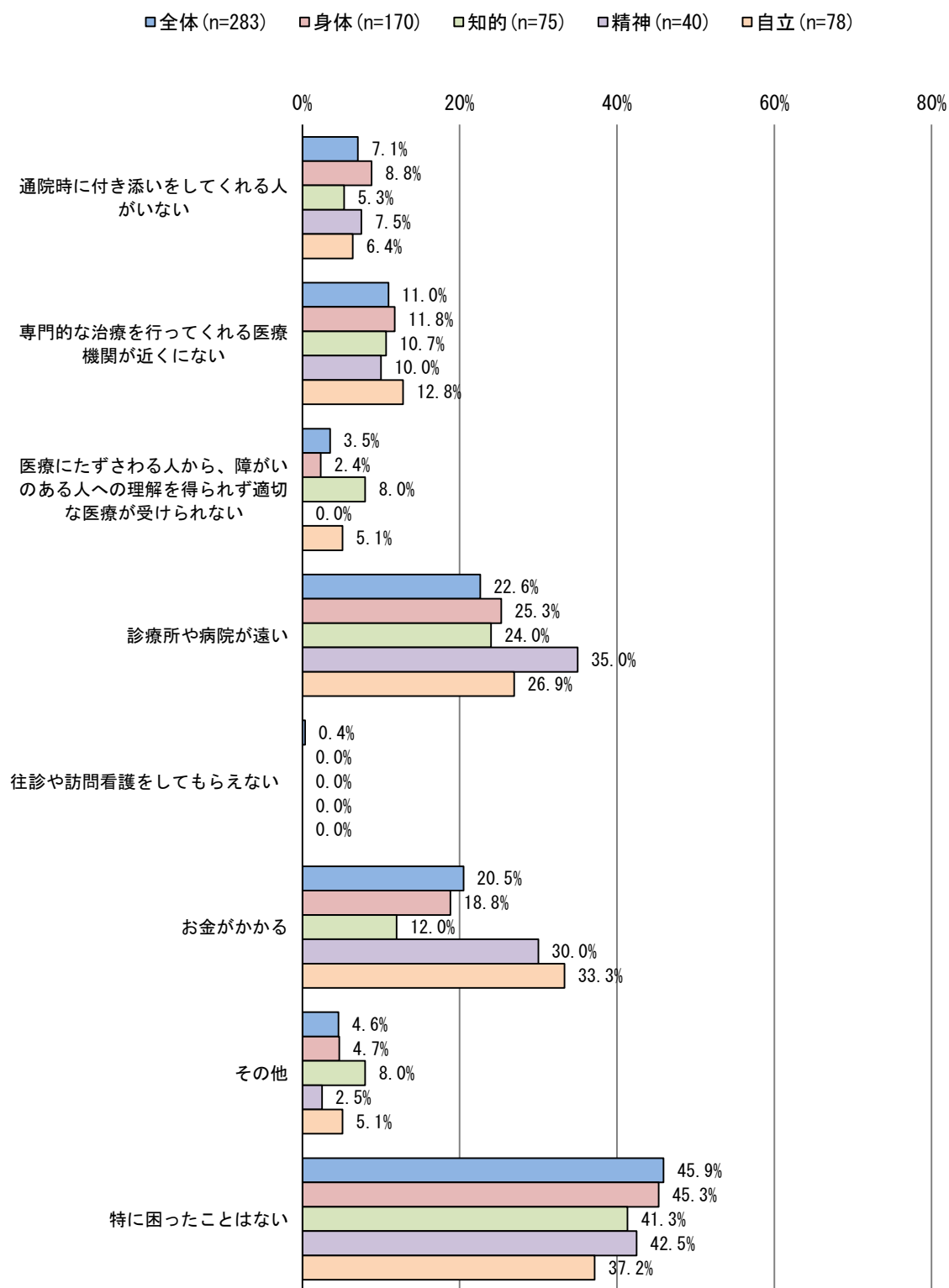
かかりつけ医の有無について、身体障がい者(94.1%)・知的障がい者(80.0%)・精神障がい者(95.0%)・自立支援医療受給者(93.6%)は「いる」が最も高くなっている。

また、「いない」と回答した方全体で 6.7%存在することから、家族や地域での見守りが必要です。



⑥医療についての困りごと

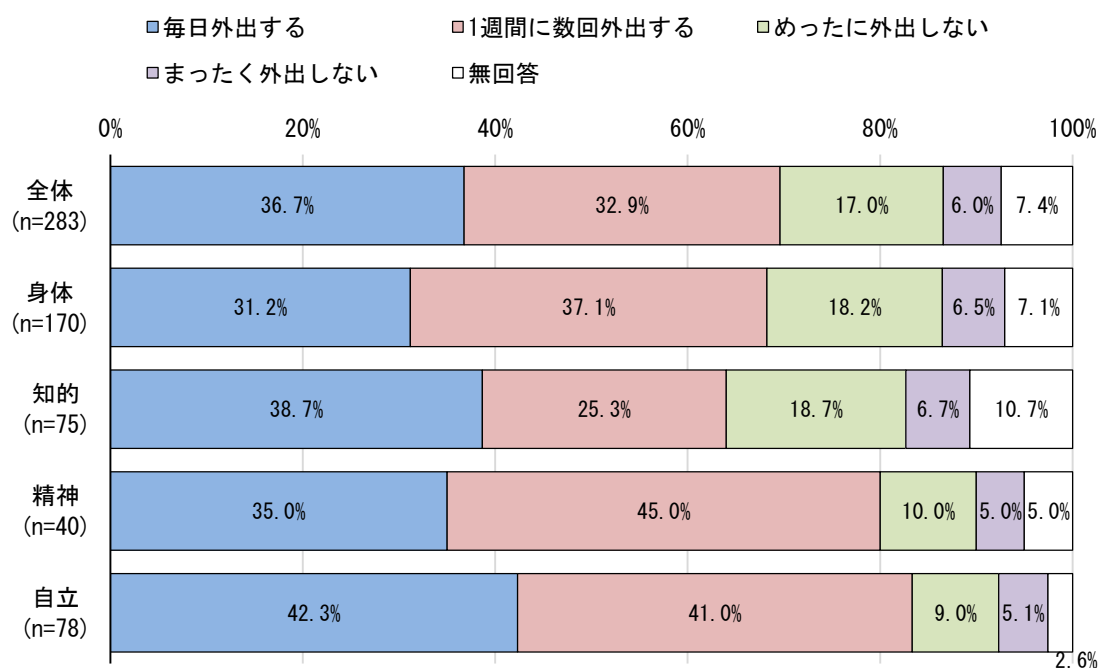
医療についての困りごとについて、「特に困ったことはない」が最も多いものの、「診療所や病院が遠い」、「お金がかかる」などの割合が高いことから、移動支援・経済的支援が求められている。



⑦外出の頻度

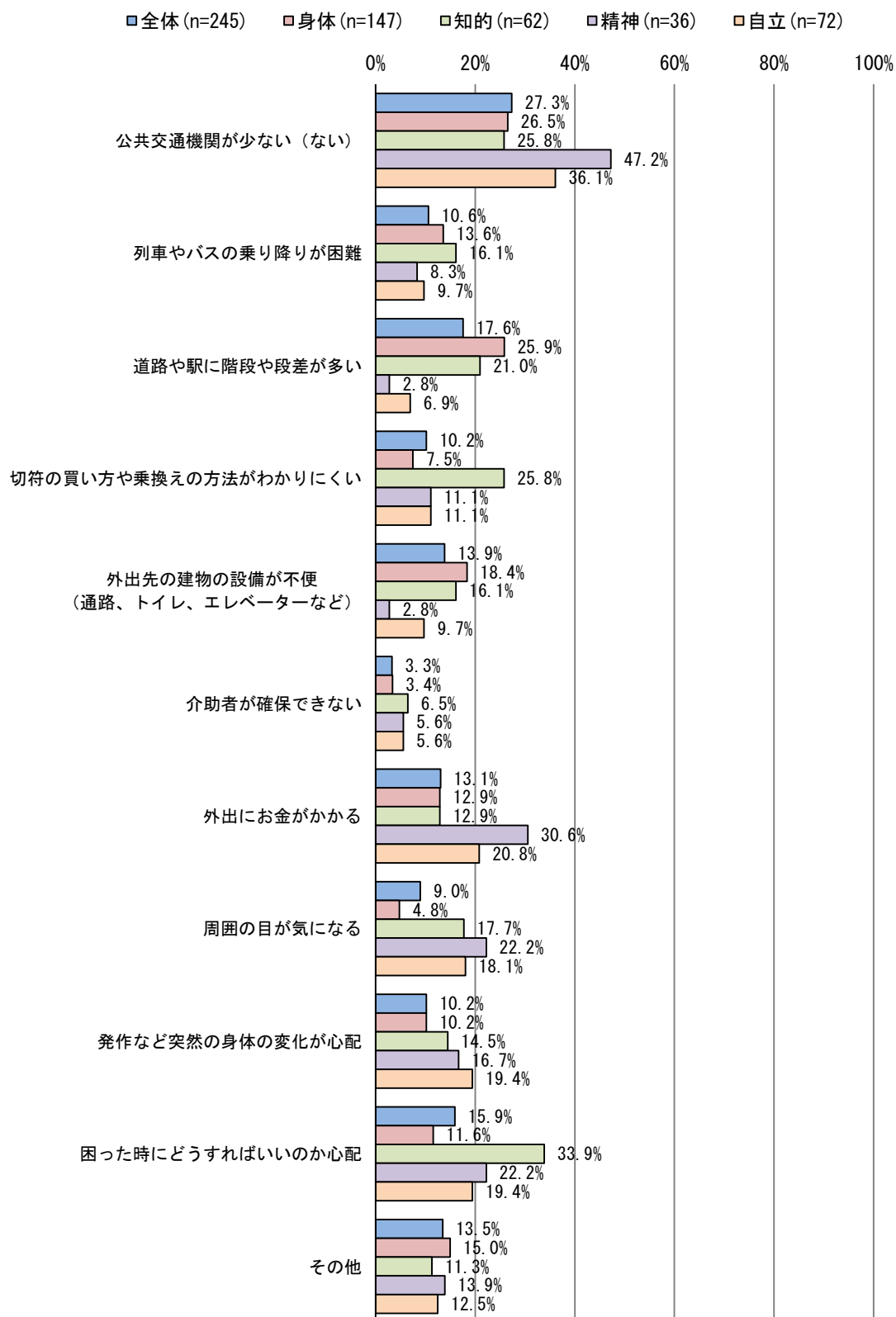
1 週間の外出の頻度について、身体障がい者(37.1%)・精神障がい者(45.0%)は「1 週間に数回外出する」、知的障がい者(38.7%)・自立支援医療受給者(42.3%)は「毎日外出する」が最も高くなっている。

一方、「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答した方も全体で、23%おり、外出手段の確保、社会参加の促進が求められる。



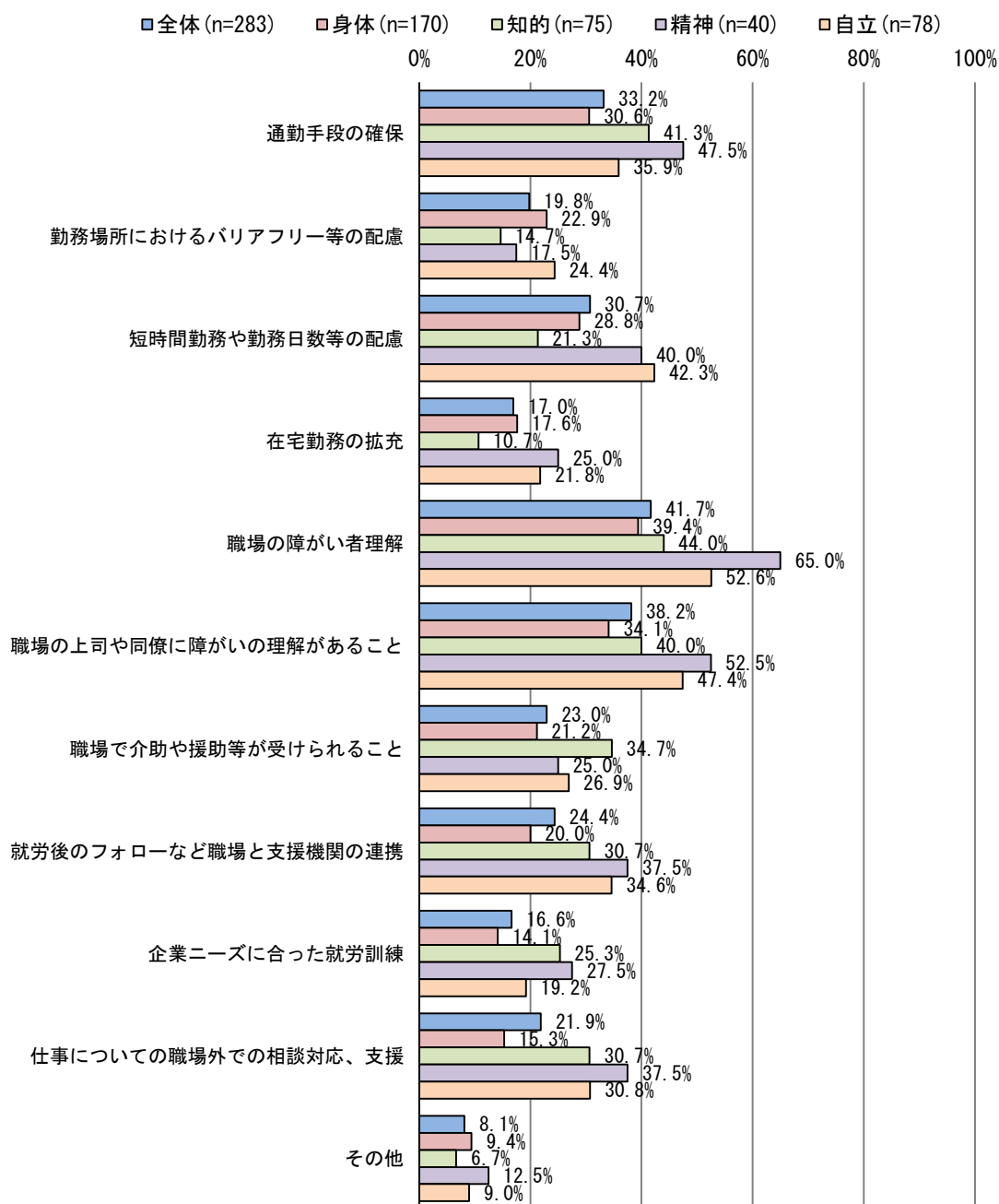
⑧外出時の困りごと

外出するときの困ることについて、身体障がい者(26.5%)・精神障がい者(47.2%)・自立支援医療受給者(36.1%)は「公共交通機関が少ない(ない)」、知的障がい者(33.9%)は「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっており、交通基盤の整備などへの取り組みが求められている。



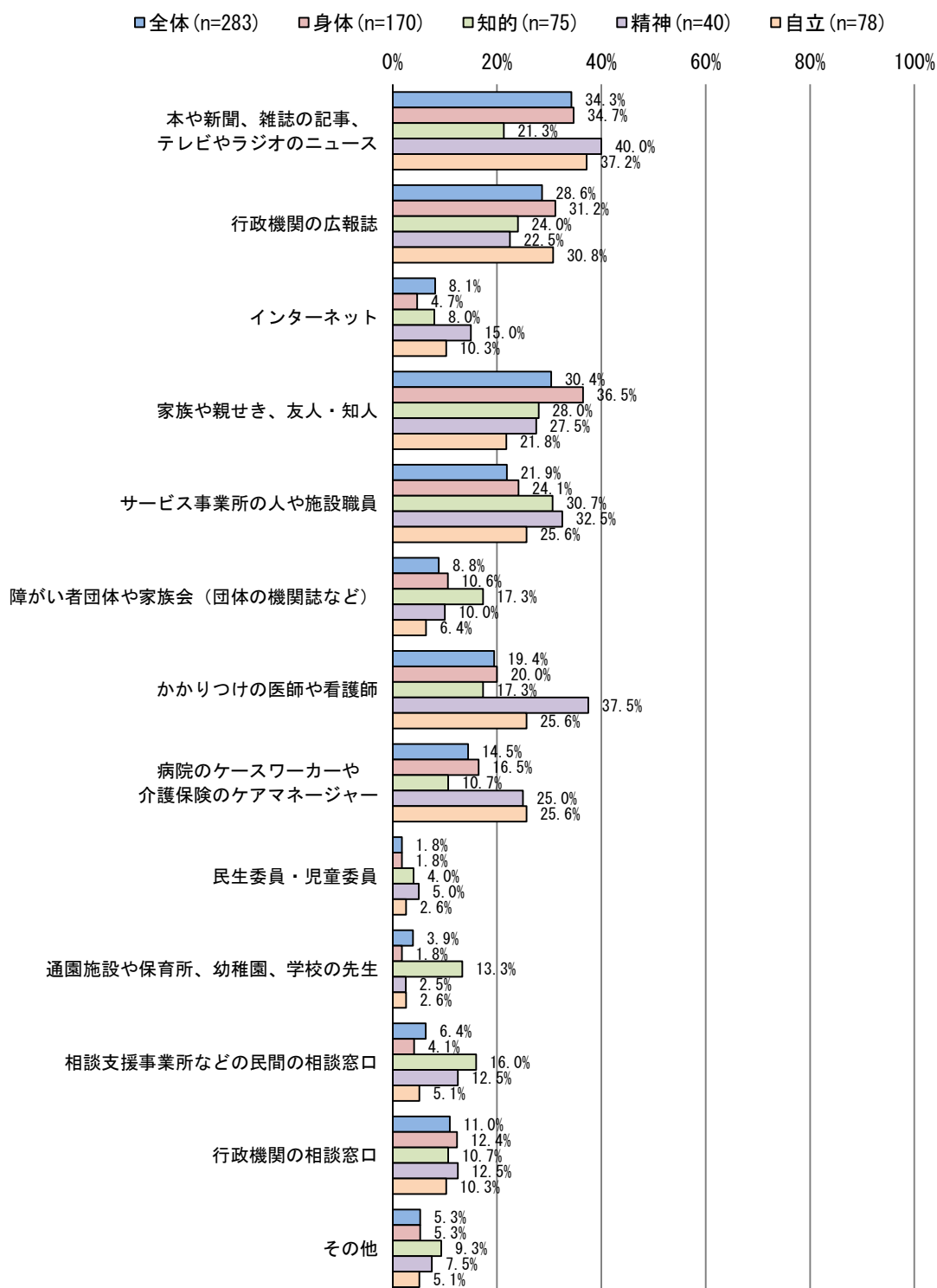
⑨就労時の困りごと

障がい者が就労の際に困ることについて、身体障がい者(39.4%)・知的障がい者(44.0%)・精神障がい者(65.0%)・自立支援医療受給者(52.6%)は「職場の障がい者理解」が最も高くなっており、事業所や地域住民の障がいに対する理解にむけ、普及啓発が求められている。



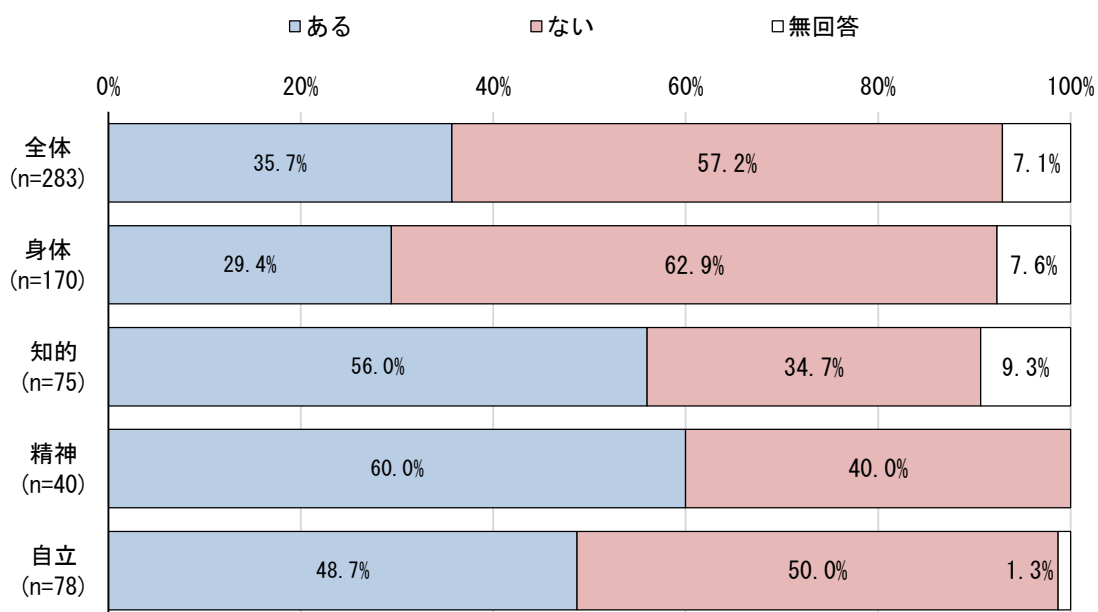
⑩情報の入手先

情報入手先について、身体障がい者(36.5%)は「家族や親せき、友人・知人」、知的障がい者(30.7%)は「サービス事業所の人や施設職員」、精神障がい者(40.0%)・自立支援医療受給者(37.2%)は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高くなっており、広報を活用した「家族や親せき、友人・知人」からの情報提供や「サービス事業所や施設職員事業所」と連携した情報提供が効果的であると考えられる。



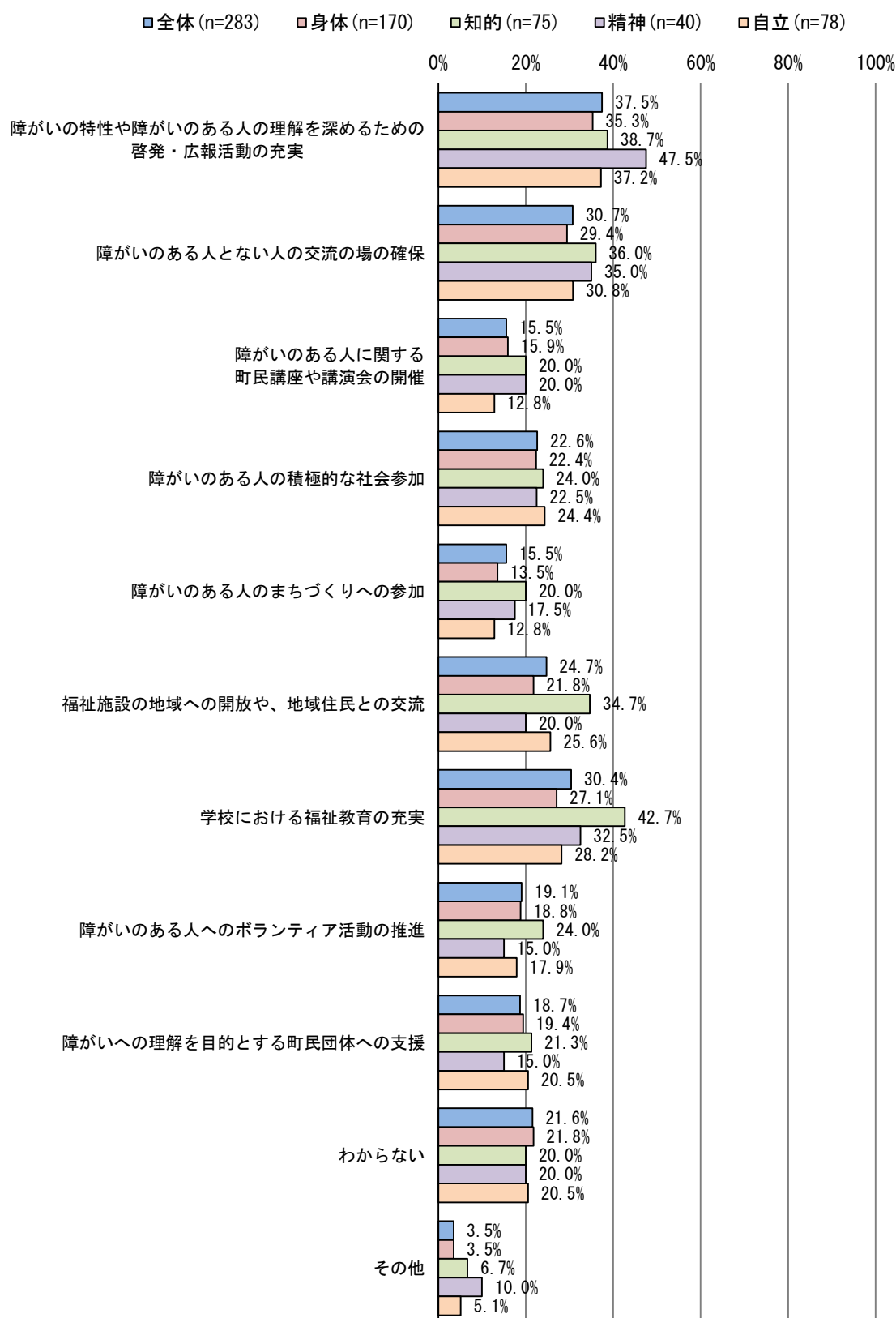
⑪障がいがあることによる差別の有無

差別や嫌な思いをすることがあるかどうかについて、身体障がい者(62.9%)・自立支援医療受給者(50.0%)は「ない」、知的障がい者(56.0%)・精神障がい者(60.0%)は「ある」が最も高くなっており、地域住民の障がいに対する理解にむけ、普及啓発が求められている。



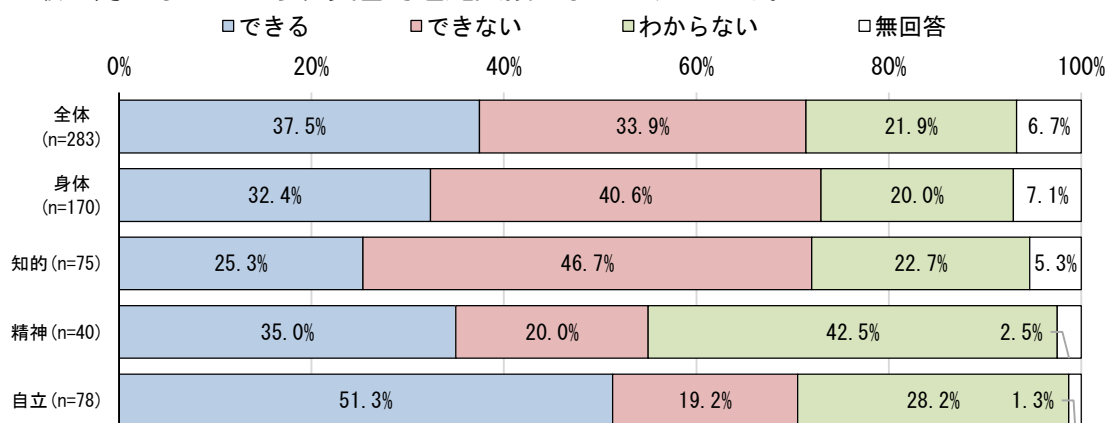
⑫障がい者への理解や偏見・差別をなくす取組み

障がい者への理解や偏見・差別をなくす取組みについて「障がいの特性や障がいのある人の理解を深めるための啓発・広報活動の充実」、「学校における福祉教育の充実」、「障がいのある人とない人の交流の場の確保」が求められている。



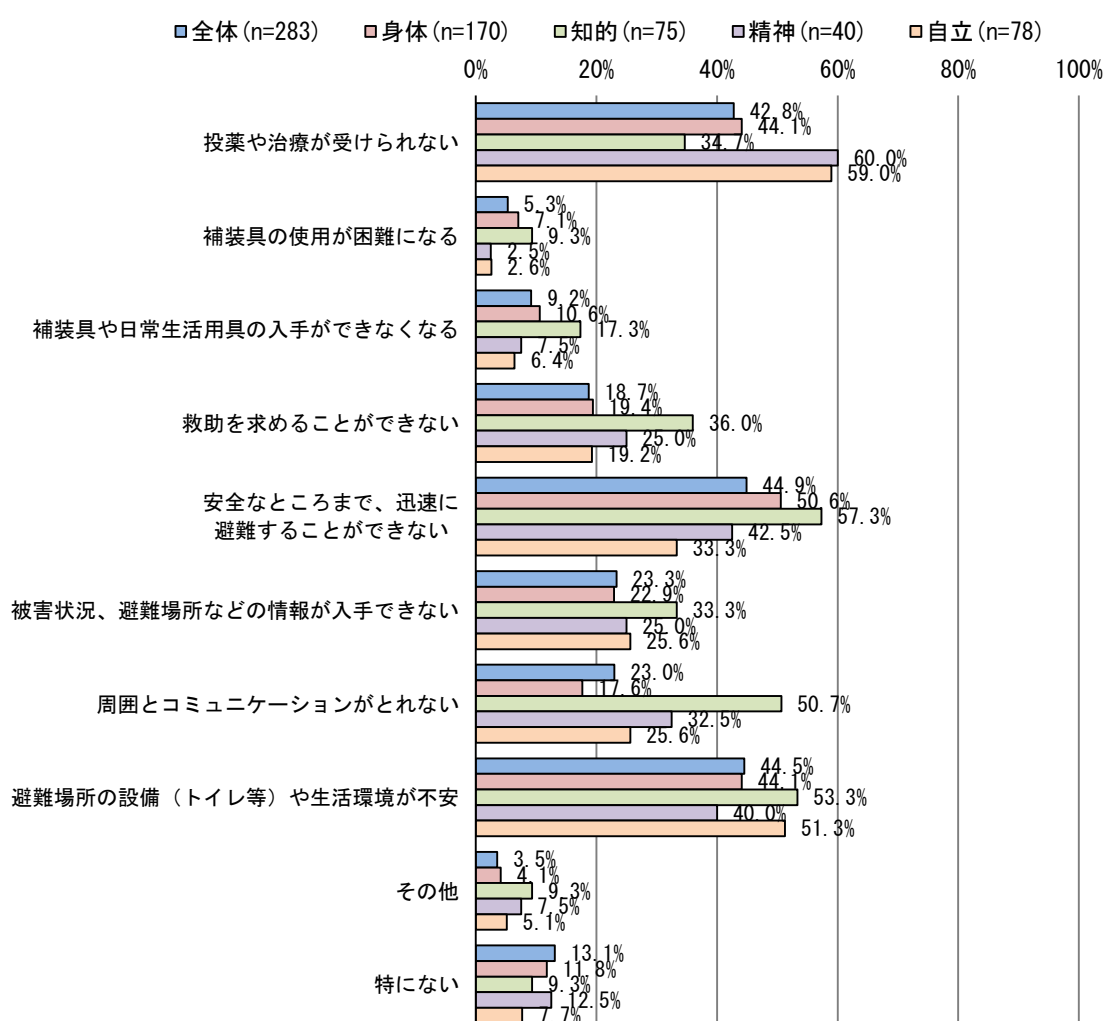
⑬災害時の避難について

災害時の避難について、身体障がい者(40.6%)・知的障がい者(46.7%)は「できない」、精神障がい者(42.5%)は「わからない」が最も高く、自立支援医療受給者(51.3%)は「できる」が最も高くなっており、災害時避難支援が求められている。



⑭災害時の困りごと

災害時に困ることについて、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」が多くなっており、避難所整備、災害時の医療体制の充実が求められている。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

～基本理念～

町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、各種障害福祉サービスの利用者が大幅に増加したり、障がいのある人の地域生活への移行が進められています。このような状況の中、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していくため、本計画の基本理念は、本町の総合計画「第5次新富町長期総合計画」の障害福祉に関するまちづくりの基本目標や政策の方向を踏まえ、“町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち”とします。

2. 計画目標の設定

基本理念の実現に向け、法制度の整備に対応していくとともに、アンケート調査の結果を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的に実施するために、第3期障がい者計画を発展的に見直し、「1. 障がい者に対する医療の充実」、「2. 生活支援の充実」、「3. 社会参加の推進」、「4. 早期療育・教育の充実」、「5. 安全・安心」の5つの基本目標を設定しました。

3. 計画の基本目標

基本目標1 障がい者に対する医療の充実

障がい者の自主性・自立性を促進するためには、障がいの早期発見・予防、障がいの軽減といった施策の充実は必須であり、大きな課題でもあります。

このため、障がいの発生要因となる疾病の予防や事故の防止に対する知識の周知、健康診査等の充実、発達障がい児等への育児支援などにより、障がいにつながる疾病等の早期発見・早期治療を推進します。また、障がい者への医療・リハビリテーションなどに対する支援制度の充実と周知、精神保健に関する理解の促進と環境整備、精神障がい者に対する医療の確保も推進していかなければなりません。

保健・医療・福祉の各分野が連携し、障がい者やその家族、町民一人ひとりが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

基本目標2 生活支援の充実

障がい者が自立した日常生活を送るためには、多様なニーズに対応できる様々な生活支援のための施策の推進が必要です。

生活支援の充実を図るためには、総合的な相談支援体制を整備し、個々のニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じた福祉サービスに繋げることが大切です。また、知的障がい者など判断能力や意思決定能力が十分でない方が地域で自立した生活を送れるよう権利擁護に関し関係機関・団体との連携も重要です。

本人の自立と家族の負担軽減のため、3障がい（知的・身体・精神）各々の専門家に相談できる体制の整備、介護給付や訓練等給付の充実、障がい児が教育を受けられる環境の充実、住宅改造への支援を推進します。

障がい者と介護者への総合的なサービス提供により、充実した日常生活や社会生活を送ることができ環境の構築を目指します。

基本目標3 社会参加の推進

障がい者が、生きがいを持って自己実現のため生活するには、社会参加をすることが重要です。公共施設、道路、公園などにおけるバリアフリー化を進めることはもちろん、障がい者に対する理解や関心を高め、啓発や福祉教育の推進により、平等に社会や地域の一員として参画することができる心のバリアフリーも大切なことです。

このため、障がい者との交流を図るスポーツ大会や文化イベントの開催の促進、施設のバリアフリー化、啓発運動や福祉教育の充実、関係機関と連携した障がい者の雇用促進などを推進します。

家庭・地域・社会が連携し、障がい者が生きがいを持ち心豊かに過ごすことができる環境を目指します。

基本目標4 早期療育・教育の充実

障がいの有無にかかわらず、適切な療育・保育・教育を受けることは、子どもの健やかな成長のためには欠かすことができません。そのため、障がいがあったとしても、子どもとその親が安心できるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整えていきます。また、子どもの時期から様々な障がいを理解することは、将来的に差別や偏見のない共生社会の実現のためには大変重要なことで、日常的な療育・保育・教育の中で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが交流し、お互いの理解を深められる機会の提供を充実します。

基本目標5 安全・安心

障がい者が、安心して暮らすまちを目指し、日常における見守り活動など、地域の人やボランティアなどの支援が求められています。

更に、地震などの災害時には、障がいのある人に対する避難所での支援も欠かせません。

障がいのある人が日常的に生活する環境だけでなく、災害時・緊急時にも適切な避難ができ、安心して支援を受けられる環境を整えていきます。

4. 施策の体系

【基本理念】

町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち

【基本目標】

- 【1】 障がい者に対する医療の充実
- 【2】 生活支援の充実
- 【3】 社会参加の推進
- 【4】 早期療育・教育の充実
- 【5】 安全・安心

【分野別施策】

1. 生活支援

【主要施策】

- (1) 生活支援の充実
- (2) 福祉サービスの充実

2. 保健・医療

【主要施策】

- (1) 障がい発生の予防・早期発見・早期支援体制の整備
- (2) 障がいのある人を取り巻く支援体制の充実
- (3) 精神保健福祉施策の推進

3. 保育・教育スポーツ等

【主要施策】

- (1) 障がい児保育の充実
- (2) 障がい児教育の充実
- (3) 療育支援体制の充実
- (4) スポーツ、文化活動の機会の充実

4. 雇用・就労

【主要施策】

- (1) 雇用の促進と職場の拡大
- (2) 就労支援の充実

5. 生活環境

【主要施策】

- (1) 福祉のまちづくりの整備

6. 啓発・広報

【主要施策】

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 地域福祉・福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進と人材育成

7. 安全・安心

【主要施策】

- (1) 防災・防犯・交通安全対策の推進

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

【主要施策】

- (1) 障がい者の権利擁護の推進

第 4 章 施策の展開

分野別施策

1. 生活支援

「障害者総合支援法」では障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営み、障がいの有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

本町においても、障がいの有無にかかわらず人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができ、住み慣れた身近な地域で生活するために必要な支援を受けられるようにします。あわせて、地域社会への参加の機会が確保され、生活する場所の選択の機会が確保されるよう、障害福祉サービス等の支援を行います。また、障害福祉サービスの充実を図るため、新富町障がい福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な提供を推進します。

(1) 生活支援の充実

- ①障がい者やその家族に対する相談体制の充実を図るため、3障がい（知的・身体・精神）それぞれの専門家に委託して質の高い相談体制を構築します。また、ボランティア組織を育成・支援し、町独自の支援体制の整備を推進します。
- ②相談員や民生委員・児童委員等の資質向上を図るため、各種研修や講習会への参加を促し、多様化・複雑化する相談や制度に的確に対応するため、専門性の高い相談員育成を推進します。
- ③一つの相談支援機関では対応が困難な状況も発生するため、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- ④障がい福祉に携わる関係者の連携を図り、福祉事業の円滑な実施を進めるため、自立支援協議会の適切かつ有効な開催に努めます。
- ⑤障がい者が、本人の意向による地域での生活を送ることができるよう、関係機関と連携し地域生活への移行に向けた支援の推進や、地域生活をしている障がい者が継続して生活ができるような支援を推進します。
- ⑥関係機関との連携を図り、障がいのある人となない人が交流できるような場を増やし、地域社会への参加の機会を確保します。

(2) 福祉サービスの充実

- ①障がい者が状況に応じ自立した生活ができるように支援し、家族の負担が軽減できるように、障がい者への有効なサービスや障がい福祉サービスを周知し、サービスの提供体制の充実を推進します。
- ②障がいの程度に応じてケアホームやグループホーム等の居住を整備し、医療・福祉・地域・行政で連携し、継続的に地域で生活していけるような環境づくりを推進します。
- ③在宅でサービスを受ける障がい者の生活を支援するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野と連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう協力し、相談支援専門員を中心にサービスの提供を推進します。
- ④既存の障がい者施設において、障がい者一人ひとりの特性やニーズに応じ、地域生活への移行や福祉サービスを提供できる体制づくりを推進します。
- ⑤自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者の性別・年齢・障がいの状態に考慮した障がい福祉サービスの計画的な提供を推進します。また、障がい者が地域生活に移行しやすいように、必要に応じた様々なサービス量の確保と提供を推進します。
- ⑥現在施設などを利用している人や新しくサービスを利用したい人が、それを受けることができるようにサービス量の確保と提供を推進します。
- ⑦障がい福祉サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成を行い、サービス提供に直接必要な担い手を確保し、資質の向上に関するための研修の計画的な実施を推進します。

分野別施策

2. 保健・医療

障がいのある人が身近な地域において、保健、医療、介護サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

障がいの発生要因となる疾病の予防や事故防止に対する知識の普及に努めるとともに、発達障がい児の早期発見・早期治療を推進します。

さらに、本人及び家族に対する各種サービスに係る相談体制を充実させ、心身の健康を支援していくためにも、保健・医療・福祉の各施策の連携を図り、適切なサービス提供を推進します。

(1) 障がい発生の予防・早期発見・早期支援体制の整備

- ①乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）を対象者すべてが受診することを目標とし、障がいにつながる疾病の早期発見・早期治療を推進します。また、健診・相談・巡回相談等の結果、支援が必要な乳幼児および保護者に対し、適切な支援が早期に受けられるよう関係者間で連携を図ります。
- ②障がい者への医療・リハビリテーションなどに対する支援制度の充実に取り組み、支援内容の周知を推進します。
- ③精神保健に関する正しい知識を周知し、専門医療機関への早期受診・早期治療に繋がるよう支援します。
- ④適切な医療や療育、機能訓練等を早期に受けることで、障がいの状態を改善させたり、程度を軽減するため、様々な障がいの要因・特徴・現状に応じた支援ができるよう推進します。
- ⑤特定健康診査を充実させ、生活習慣病など障がいにつながる病気の早期発見、早期治療を推進します。また、後天性の障がいを発症したり、悪化しないために住民自らが取り組みやすい健康増進施策や介護予防の充実を推進します。
- ⑥妊産婦や乳幼児の指導がいきわたるよう、各健診の受診率向上を図り、相談窓口・指導体制を整備し、保健所や療育支援機関等の専門機関と連携を強化します。



(2) 障がいのある人を取り巻く支援体制の充実

- ①障がいの発生要因となる疾病の知識を町民へ周知し、障がい発生要因の疾病予防を推進します。
- ②保健・医療・福祉・教育との連携を強化し、相談・支援並びに包括的な支援体制の充実に向けたシステムの構築を図ります。また、支援体制において重要な役割を果たしている保健師・社会福祉士・相談支援専門員・保育士等の専門職員へ研修の機会を提供し、さらなる専門性の向上を推進します。
- ③宮崎県身体障害者相談センター等の専門機関と連携を図るとともに、早期支援につながるよう、支援機関の利用について周知します。
- ④障がい者の特性や状態に応じた適切なリハビリの提供を推進します。
医療給付・助成事業を継続して実施し、障がい者の医療費負担を軽減します。
- ⑤加齢に伴う、筋力や活動が低下することを予防するため、医療・福祉のみならず、身近な家族や地域の方々と連携を図り、介護予防の取り組みを充実させ、心身の健康と機能保持を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の推進

- ①保健所や関連機関と連携をとり、精神障がい者へ様々なスポーツ、レクリエーション、文化活動等への参加を促し、自立と社会参加を支援します。
- ②医療機関や地域と連携し、精神障がい者に継続的な治療や相談の充実を図り、症状の軽減や社会復帰を支援します。また、家族等の負担軽減のための体制づくりを推進します。

分野別施策

3. 保育・教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある幼児や児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がいのある幼児や児童生徒が、障がいのない幼児や児童生徒と共に学ぶことができるよう、教育内容・方法の改善充実等を図ります。また、障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(1) 障がい児保育の充実

- ①一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育・保育・療育を行うため、保護者に対して理解と認識を深める働きかけを行います。また、適時・適切な情報提供を行ないながら相談体制の充実を推進します。
- ②保育所や幼稚園へ障がい児が通うことができるよう、様々な環境整備をし、障がい児保育の充実を推進します。また、障がいに対する理解と適切な保育を行うため、研修を実施し職員の資質や専門性の向上を推進します。
- ③発達障がいの早期発見・早期対応に努め、対象児童の可能性を引き出す取組を推進します。
- ④乳幼児健康診査の結果、ことばの訓練が早期に必要な乳幼児に対して、本町で実施している「ことばの教室」を受けることができるよう事業を充実させ継続していきます。

(2) 障がい児教育の充実

- ①小・中学校において、障がい児のスムーズな受け入れや、障がい児が良好な環境で学習できるよう施設整備の充実・改善に努めます。
- ②障がい児の特性に合った教育環境の充実のため、保育園・幼稚園、小学校及び中学校の連携を進め、保育施設と学校が一体となった支援体制の構築に努めます。
- ③進学及び進級の際に障がい児等の特性がスムーズに伝えられ、対象児童の可能性がさらに引き出せるよう「個別指導計画」の作成に努め、対象児童に対する継続的支援が行われ、その成果が十分発揮できるよう、保育園・幼稚園、小・中学校の各学年を連携できる体制の構築に努めます。
- ④障がい児一人ひとりの理解に努め、関係機関と連携し、特別支援教育の充実や、就学指導体制の整備等を行い、学校教育における障がい児童の教育環境の充実を推進します。
- ⑤地域社会において、障がい児が、障がいのない児童・生徒と交流する機会を作り、共に育ち、地域に支えられた障がい児教育の充実を支援します。

(3) 療育支援体制の充実

- ①障がい児一人ひとりのニーズに応じた、適切な教育体制の整備に努め、障がい児が様々な人や環境とふれあうことのできる教育環境を構築し、さらに障がい児教育に関わる教職員や関係者の研修を充実させて、全体の資質の向上を推進します。
- ②児湯るびなす支援学校の児童生徒・教職員・保護者と、町内の各学校の児童生徒・教職員・保護者の交流を通して、地域の子どもを町全体で育み、支援する取組を推進します。
- ③障がい児が適切な療育を受けることができるよう、関係機関との連携強化に努め、障がい児の保護者や家族が情報交換できる環境づくりを推進します。
- ④すべての子どもが必要な支援を受けられるよう、医療・福祉・教育等の分野で連携し、さらに地域における住民と子どもとの交流を通じ、日常の中で見守りが図れる関係づくりを支援します。
- ⑤早期に障がいに応じた療育を行うことができるよう、乳幼児健診等の充実と、保健所・保健センター・発達支援センターの連携強化に取り組み、速やかで適切な療育支援体制を推進します。

(4) スポーツ、文化活動の機会の充実

- ①障がいのある人が、スポーツや文化活動など楽しむことのできる機会の拡充に努めます。
- ②文化活動については、町内の各種イベント等を活用し、作品などを披露する場の開拓に努めます。



分野別施策

4. 雇用・就労

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるようにしていきます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には就労継続支援 B 型等で就労できるよう、就労の充実を推進します。

また、公共職業安定所等と連携して、雇用促進のための体制づくりや情報提供、相談体制の充実を図り、同時に事業所等に対する障がい特性への理解や障がい者が働きやすい環境づくりを呼び掛け、障がい者雇用率の引き上げを進めていきます。

(1) 雇用の促進と職場の拡大

- ①障がい者の雇用促進に対する支援と雇用の安定を図るため、各公共職業安定所や関連機関と連携を図り、障がい者に雇用の場を提供する必要性の理解を求め、障がい者雇用を促進します。
- ②事業主団体や事業主に対して、助成金制度や各種制度について積極的な周知を図り、障がい者のための職場環境、設備の改善等を行うことにより、障がい者の雇用の拡大と就労の安定を促進します。
- ③公共職業安定所が実施する障がい者の就労に関する特別相談、巡回相談等への積極的な障がい者の参加を促進します。
- ④障がい者の雇用機会の増進と工賃の向上を図るため、町による障がい者就労施設等への物品等の調達方針を定めるとともに、障がい者就労施設等への優先的な発注の拡大を推進します。
- ⑤障害者法定雇用率制度による障がい者雇用の機会拡大のため、各障害者手帳の取得を促進します。
- ⑥広報活動等を通じ企業に法定雇用率の達成を呼びかけます。



(2) 就労支援の充実

- ①毎年9月に定められている障害者雇用支援月間等さまざまな機会を通じ、企業の障がい者雇用に対する理解の促進に努め、さらに公共職業安定所等の関係機関と連携を図り、就労に関する情報を一元化する体制づくりや相談支援体制の充実に努めます。
- ②障がい者が安心して就労できるよう、関係機関との連携のもと、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援体制の構築を推進します。
- ③法定雇用率に達していない企業・事業所を中心に障がい者雇用について働きかけを行い、就労の場の確保に努めます。
- ④就労が困難な障がい者の働く場を確保し、自立を支援するために就業支援の充実に推進します。



分野別施策

5. 生活環境

障がい者にとって住みやすい町は、すべての人々にとって安全で快適な町です。

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

(1) 福祉のまちづくりの整備

- ①公共施設、道路、公園などにおけるバリアフリー化を進め、障がい者にやさしいまちづくりを推進します。
- ②幅の広い歩道、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設、音声案内設備等、利便性や安全性に配慮した歩行空間の整備を推進し、車いす使用者用駐車施設の確保、公園等への車いす使用者用トイレの設置等、障がい者が外出しやすい環境整備を推進します。
- ③公共施設の改修、改築の際は、自動ドアやスロープの設置、車いす使用者用駐車スペース、車いす使用者用トイレ等はじめ、すべての人が利用しやすい施設整備を推進するとともに、既存施設の整備・改善に努めます。
- ④町営住宅の建替え・改修において、障がい者を含むすべての人が暮らしやすい設計に配慮した環境の整備に努めるとともに、障がい者の自立した生活の維持・促進、介護者の負担の軽減を図るため、「住宅改造助成制度」の充実と周知を推進します。



分野別施策

6. 啓発・広報

障がい者が地域社会で自立を目指し、積極的に社会参加する共生社会を構築するためには、障がいの有無を問わず相互に人格と個性を尊重し、障がい者に対する理解と認識を深め、地域で支え合う体制を強固にし、様々な障がいへの偏見や誤解を無くして、誰もが思いやりを持って安心して暮らせるまちづくりが必要です。

様々な機会を捉えての広報・啓発活動や交流事業の充実、福祉教育やボランティア活動等により、様々な障がいを抱える人々の問題を認識し、お互いに壁を乗り越えるための啓発活動の充実を目指します。

また、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

(1) 啓発・広報の推進

- ①障がい者理解のため、広報紙・啓発用パンフレットを配布し、本町ホームページ等を通じた啓発広報を推進します。
- ②障がい者から直接話を聞く機会や、車いす体験等、障がい者との交流や、より理解するための機会を設け、障がい者に対する差別や偏見をなくすために効果的な手法による啓発活動を推進します。
- ③毎年12月3日～9日の「障害者週間」をより多くの町民に知ってもらい、障がい者への関心が高まるよう広報活動を推進します。
- ④障がいの有無にかかわらず地域の中でともに暮らし、学ぶというノーマライゼーションの理念をもとに、「社会参加と共生」の視点に立った住民の意識啓発を推進します。
- ⑤障がいのある人となない人がともに交流できる機会や場づくりを支援します。
- ⑥ボランティア活動を通じて障がい者と関わる機会を設け、お互いが参加するイベント等を企画するとともに、障がい者の理解を広める活動を推進します。

(2) 地域福祉・福祉教育の推進

- ①小さいころから障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が直接触れ合うことは、お互いの理解を深めるために有効なため、交流授業や活動の機会を積極的に作るよう努めます。
- ②学校教育などの関係機関と連携して、障がい者と児童・生徒との交流活動を支援し、障がいに対する正しい知識・理解を育み、互いに協力し、支え合う意識や人間尊重の精神をかん養します。
- ③すべての町民に対し障がいの理解・認識を深めるため、障がい者やその家族の体験を伝える啓発講座や講演会の開催等、福祉教育の機会を設け周知を図るとともに、内容の充実に努めます。

(3) ボランティア活動の推進と人材育成

- ①地域で活動するボランティア団体の活動への支援を進め、地域交流を図り住民同士の助け合いができる体制づくりを推進します。
- ②ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を密にし、地域住民主導によるボランティア活動への積極的な参加を推進します。
- ③地域において身近な交流や支援を担う人の育成に努め、福祉・保健・医療・教育等多くの分野の人材が交流する機会を設け、知識・情報の共有や問題点を把握できる体制の構築、人材の資質向上に努めます。
- ④学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体・企業等との連携のもとに、ボランティア活動に必要な知識や技術に関する研修や情報の提供を推進します。
- ⑤手話通訳者人材の育成や資質の向上に努めます。

分野別施策

7. 安全・安心

障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活をする事ができるよう、障がい者に対する犯罪、事故等の発生予防に向けた対策や身近な相談窓口の整備、地震・火災等の自然災害時の安全確保を図ります。

(1) 防災・防犯・交通安全対策の推進

- ①警察・地域・住民団体等と連携し、防犯に関する啓発活動やパトロールを行うなど、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりを推進します。
- ②「新富町災害時要援護者支援計画」等を活用し、一人暮らしの障がい者や災害時に支援が必要な障がい者の安全・安否確認を行うとともに、様々な障がいの特性に配慮した災害・防災情報の伝達や避難所の運営等ができるよう、地域との連携を強化し、地域住民を中心とした支援体制の構築を推進します。
- ③社会福祉施設、病院などにおける緊急連絡体制の充実、防災組織の整備、防災訓練の実施、防災設備等の整備を促進し、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるとともに、災害対応能力を培えるよう努めます。
- ④消費者トラブルに関する情報を収集し、発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。



8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者の権利擁護は大きな課題です。なかでも、障がい者虐待は個人の尊厳を無視し、生命を危険にさらす重大な行為であり、その撲滅に向けた様々な対策が必要です。

障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護のため、関係団体との連携の強化を進め、障がい者及び障がいを有する可能性がある方の権利擁護の推進を図ります。

(1) 障がい者の権利擁護の推進

- ①虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援、サービス事業所への指導等、障がい者の権利擁護を推進します。
- ②知的障がい者など判断能力や意思決定能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送れるよう権利擁護に関して、様々な機関・団体と連携していきます。
- ③広報「しんとみ」やホームページ等により、成年後見制度の仕組みや内容の周知を図るとともに、社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業の周知を推進します。
- ④障がいのある人で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する相談や情報提供、日常生活に必要な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の活用を促進します。



資料編

1. 新富町障がい者自立支援協議会設置要綱

平成25年12月27日

告示第97号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、新富町障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域における相談支援体制の整備及び強化に関すること。
- (2) 困難な事例への対応、調整等に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画策定に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画策定に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者代表
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 町議会議員
- (5) 教育関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい者福祉担当課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員及び部会員は、個人情報保護に十分留意し、職務上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(新富町障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 新富町障害者計画策定委員会設置要綱（平成10年新富町告示第58号）は、廃止する。

2. 新富町障がい者自立支援協議会委員名簿

(任期：平成 28 年 4 月 1 日から同 30 年 3 月 31 日まで)

第 3 条第 2 項の区分		団体名	役職名	氏 名	備考
(1)	障がい者代表	新富町身体障害者福祉会	会 長	井 崎 森 重	
(2)	社会福祉関係者	NPO 法人ハッピーデイズ	施設長	清 岩 男	
		NPO 法人ライフカンパニー新富	施設長	井 上 あ け み	
		社会福祉法人望洋会あゆみの里	副園長	○ 吉 野 直 人	
		居宅介護支援事業所ケアホームみなみ	代表者	椎 通 代	
		社会福祉法人明和会セサミ・ファーム	施設長	児 玉 龍 郎	
		たかなべ障害者就業・生活支援センター	主任就業支援員	郡 山 一 生	H28. 4. 1～ H29. 11. 30
				日 高 星 児	H29. 12. 1～ H30. 3. 31
		新富町社会福祉協議会	事務局長	壺 岐 利 美	
(3)	学識経験者	新富町民生委員児童委員協議会	会 長	◎ 大 坪 啓 良	H28. 4. 1～ H29. 11. 30
				◎ 比 江 島 年 見	H28. 12. 1～ H30. 3. 31
(4)	町議会議員	新富町議会	文教厚生常任委員長	吉 田 貴 行	
(5)	教育関係者	新富町校長会	会長 (富田小学校長)	石 谷 泰 宏	H28. 4. 1～ H29. 3. 31
			会長 (富田中学校長)	梶 木 満	H29. 4. 1～ H30. 3. 31
		県立児湯るびなす支援学校	教 諭 (チーフコーディネーター)	海老原裕紀子	
(6)	関係行政機関の職員	高鍋保健所	疾病対策グループリーダー保健師	阿 波 野 恵	
		児湯福祉事務所	総務課長	瀬 戸 口 康 成	
		新富町いきいき健康課	保健予防グループ課長補佐	押 川 美 香	

※氏名欄 ◎：会長 ○：副会長

3. 用語集

<あ行>

医療的ケア(児)

病院以外の場所で” たんの吸引” や” 経管栄養” など、家族が医ケア児に対し、生きていく上で必要な医療的援助のことです。

気管に溜まったたんを吸引する「たん吸引」、また口から食事が取れない子どもに対し、チューブを使って、鼻やお腹の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送る「経管栄養」などがあります。

<か行>

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいいます。

<さ行>

自立支援医療費受給者

障がいの程度の軽減・除去のための治療に対する医療費の助成を受ける者で、以下の3者が該当します。

精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

社会的障壁（障害者基本法）

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行をいいます。

就学支援（制度）

公立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から就学費用を負担できない者に、給食費・学用品費・修学旅行費などを援助する制度です。生活保護家庭のほか、市町村が独自に基準を設けて援助しています。学校教育法（第19条）に基づきます。

就労移行支援

就労を希望する障がい者に、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

就労継続支援（雇用型・非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

障がい者ケアマネジメント

障がい者ケアマネジメントは、地域で暮らす障がい者が、地域に散在する多くのサービスを有効に活用できるように支援するため、障がい者本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、障がい者のエンパワメントを高める視点から総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するための重要な援助方法(手法)です。

障がい児支援利用計画

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、共同生活援助、施設入所支援及び共同生活介護をいいます。

ジョブコーチ

障がい者が一般の職場に適応し定着できるように、障がい者・事業主および障がい者の家族に対して人的支援を行う専門職です。

成年後見制度

成年後見制度は精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

相談支援（サービス利用計画作成）

支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（サービス利用計画）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与します。

<た行>

地域生活支援事業

それぞれの地域の状況や利用者の状況に応じて実施します。市町村では、利用者の相談受付や手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付・貸与、移動の支援などを行います。また、県では、人材の育成などを行います。

<な行>

日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の 家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。

<は行>

B型事業所（就労継続支援B型）

現時点で企業で働くことが不安だったり困難である方に対し、働く場所を提供します。